

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策8 消防・救急体制の充実						
(1) 消防力の充実・強化						
宇部・山陽小野田消防組合分担金支払事業			山陽小野田市と宇部市で組合費を負担し、一部事務組合を運営して消防広域化により常備消防業務を進めていくための負担金支払事業である。	R2以前～ R10以降	908,013	消防課
消防車両等整備事業費特別分担金支払事業			消防組合で使用している消防車両の中には老朽化による性能低下が著しく、各消防活動に支障をきたしている車両がある。よって消防自動車を更新するための負担金を支払い、市民の安心、安全を確保する。令和5年度は、泡原液搬送車(小野田原液1号車)、高規格救急自動車(山陽救急1号車)、支援車(本部7号車)を更新する。	R2以前～ R10以降	11,321	消防課
消防資機材整備事業費特別分担金支払事業			老朽化の著しい消防資機材の更新及び新たに必要となる消防資機材の購入を行うために負担金を支払い、市民の安心、安全を確保する。令和5年度は、消防用ホース、防火衣、空気ボンベ等の更新を行う。	R2以前～ R10以降	4,593	消防課
消防庁舎等整備事業費特別分担金支払事業			消防組合庁舎を維持・管理する事業である。老朽化等で不具合のある庁舎を改善し、防災拠点を整備する。令和5年度は消防局変電設備工事及び、小野田消防署空調機更新工事を行う。	R2以前～ R10以降	8,370	消防課
公債費元利償還事業費特別分担金支払事業			公債費の元利償還金を支払う事業である。返済金額を基準財政需要額割又は両市協議による負担割で定め、特別分担金に計上する。	R2以前～ R10以降	56,324	消防課
消防指令センター充実強化事業費特別分担金支払事業			消防組合が運営・管理する「消防指令センター」は、市民の安心・安全を確保するため、定期的な機器更新が必要不可欠である。その対策として、各機器の耐用年数等に応じ、整備から5～6年で、サーバ、パソコン、蓄電池等の情報関係機器の部分更新、10年目を目途に総合的な指令センター・デジタル無線設備の全体更新を行い、市民の安心・安全を確保するとともに、通信指令業務の充実強化を図る。	R2以前～ R6	4,424	消防課
消防ネットワーク再構築事業費特別分担金支払事業			消防組合のネットワークは、市民サービスに直結する指令システム及び無線システムに使用されているほか、消防組合全体のシステム稼働をする上で必要不可欠なインフラであり、平成24年4月の消防広域化後、消防組合を構成する山陽小野田市・宇部市の各イントラ網の一部を借用し構築をしていたが、令和3年度に消防組合単独のネットワークを新規構築したことにより、ネットワークの回線使用料やデータセンター借上げ料等を支払うもの。	R3～ R10以降	4,237	消防課
消防指令センター更新事業費特別分担金支払事業			消防組合が運営・管理する「消防指令センター」は、市民の安心・安全を確保するため、その装置の耐用年数や保守限界期限等に併せて10年目を目途に総合的な指令システム・デジタル無線設備の全体更新を行う必要がある。万が一、老朽化による不具合が発生し消防通信指令システムが停止した場合、迅速かつ適切な災害対応ができず、市民全体に多大な不利益を与えることになり兼ねないため、令和7年度運用開始を目途に消防通信指令システムの更新を実施し、通信指令業務の充実強化を図る。	R5～ R6	3,774	消防課
消防水利施設設置事業(消火栓)			市内には消火栓の措置がない地区や自然水利のみの地区、消火栓の水量不足地区等、水利不便地域が多く火災時の消防活動に支障をきたしているため、消火栓の新設もしくは水道局が実施している水道管路の更新に併せて、消火栓がない水道管路にも設置していく。	R2以前～ R10以降	1,707	消防課
消防水利施設整備事業(水道管路更新に係る消火栓改良)			老朽化した消火栓の改良を進めるため、水道局が実施する水道管路の更新に併せて消火栓の改良工事も行っていく。令和5年度は22基の消火栓改良工事を予定している。	R2以前～ R10以降	20,152	消防課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
植生出張所整備事業			現植生出張所は老朽化が著しく、また狭隘であり雨漏りが酷く、防災施設としての適正を欠いているため、新たに植生出張所を建設するものである。令和3年度に基本設計、造成設計、令和4年度に実施設計、地質調査、土地造成1期、令和4～5年度に土地造成2期、事前家屋調査、令和5～6年度に庁舎建設、令和6年度に解体工事設計、擁壁基礎工検討、令和6～7年度に外構工事1期、令和7年度にイントラ移設、通信指令設備移設、解体工事、令和8年度に外構工事2期、事後家屋調査を行う。	R3～ R8	290,692	消防課

(2) 消防団活動の推進

消防団活動の活性化事業			消防団は、その施設及び人員を活用して市民の生命、身体、財産を火災から保護し、諸災害を防除及び災害による被害を軽減し、市民の安心安全を確保する。よりよい活動を行うため、年報酬、出勤報酬等の支給、消防団車のデジタル無線保守、防火衣等安全装備品の更新を行っていく。	R2以前～ R10以降	64,952	消防課
消防団処遇改善事業			消防団活動への支援を充実し、消防団による火災予防活動、防火啓発及び自主防災組織の指導等を活性化させていく。令和5年度は、「自治体消防75周年記念山口県消防大会」参加のための出勤報酬を支給する。	R5～ R5	250	消防課
消防団装備改善事業			平成25年度に消防団員服制基準が改正されたことにより、現在使用している消防団活動服の生産が中止となること、及び現在の活動服が作成から17年経過していることから、新基準の活動服に順次更新していく。	R2以前～ R6	2,232	消防課

基本施策9 防災体制の充実

(1) 防災対策等の充実

総合的防災体制整備事業 (経常)			市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守ることは市の責務である。 災害に対し、迅速かつ的確に対応するためには、地域防災計画に基づき、市全体として組織立った活動が必要不可欠である。	R2以前～ R10以降	11,318	総務課
国民保護対策事業			山陽小野田市国民保護計画に基づき、武力攻撃などから市民を保護するための措置を実施できるよう組織体制の整備や計画内容の市民への周知を図る。また、地方自治法第2条及び自衛隊法第97条の規定により、市の「第1号法定受託事務」として自衛官の募集に関する事務の一部を行うこととなっている。	R2以前～ R10以降	40	総務課
防災情報システム関係事業	1-(2)		災害時に、迅速な市民への防災情報の伝達は、被害を最小限に止めるため、必要不可欠である。また、気象情報、河川情報なども市の防災対策に必要な不可欠であり、これらをより早く情報収集するためにも、整備が必要である。	R2以前～ R10以降	5,893	総務課
防災メール配信事業			災害時に、迅速な市民への防災情報の伝達は、被害を最小限に止めるため、必要不可欠である。防災メールは緊急時の有効な情報伝達手段の1つであり、その利用促進をより一層図る必要がある。また、大規模災害発生時に、より多くの職員の参集を可能とするため、全職員がメールを登録するよう促進する。	R2以前～ R10以降	1,231	総務課
防災ラジオ助成事業	1-(2)		FM山陽小野田と連携し、防災ラジオを要配慮者利用施設や自主防災組織、一般世帯などに有償で配布することにより、災害時の情報収集を迅速にできるようにし、自発的な自助・共助の推進を図る。また以前より要望のあった多局放送に対応した防災ラジオの有償配布を令和4年度より行っている。	R2以前～ R10以降	1,155	総務課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
防災情報システム関係事業(Jアラート関係)	1-(2)		市には、市民に避難指示等の気象情報及び災害情報等を伝える責務があり、防災ラジオや防災メール等の様々な手段を活用し伝達を行なっているが、情報の受け手、災害の種別、災害の段階、気象条件等によって、効果的な伝達手段が異なる。災害時においては、市民へ様々な情報を確実に伝達するために「一つの手段に頼らず、複数の災害情報伝達手段を組み合わせること。」及び「一つ一つの災害情報伝達手段を強硬化すること。」が重要となる。このようなことから、防災情報伝達システムとして、沿岸部におけるJアラート屋外スピーカー設備を整備するもの	R4～ R10以降	241,609	総務課
災害対策専門職員育成事業			昨今頻発している大規模災害に対して、市には迅速かつ的確な対応が強く求められており、災害対応の最前線に立つ市役所職員には、より一層の危機管理・防災に対する専門的知識が必要となっている。災害対策に関する研修を総務課の職員を中心に、毎年一人づつ受講させることにより、市役所全体に専門知識を有する職員が徐々に育成され、より災害に強い行政組織運営が可能となる。また、災害対策本部運営の中核を担う防災危機管理監に「指揮統制」、「対策立案」に特化した専門研修を受講させることにより、自治体で災害対応を行うに当たり不可欠となる知識・技能を効率的に身につけさせる	R2以前～ R10以降	166	総務課
災害対策本部等強化事業			災害対策本部を設置した場合、速やかな指示系統の確立が重要である。しかし、実際の災害時では多くの機関が災害対策に従事するため、第三者から見ると誰に報告すべきか迷走し、確実な指示系統の確立を困難にしている。このことから、応援機関等からの職員の識別を行うためにも山陽小野田市独自の防災服の着用は大変重要であり、迅速な災害対策に資する。また、災害対策には、被害状況、活動状況、気象状況、避難所情報等多くの情報を集約し、共有することが重要となる。このようなことから、プロジェクター画面の多面化を行うことで、全ての情報を一括把握し災害対策本部員以外のすべての災害対策を行っている機関の職員も一目で情報を把握することが可能となることから、必要な資機材を配備し災害対策本部の強化を図る。	R2以前～ R10以降	1,964	総務課
山陽小野田市国土強靱化地域計画推進事業			近年の災害は頻発化、激甚化が著しく、これらの大規模自然災害に備えるためには、事前防災、減災と迅速な復旧復興に資する計画が必要である。当該計画に基づき、令和3年度より山陽小野田市国土強靱化推進会議を開催し、国等の補助金、交付金事業について予算の「重点化」「要件化」を実施しているが、推進会議の中で、地域計画の推進、進捗管理及び内容の見直し等、更なる具体的な事前防災・減災に向け取り組んでいく。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	総務課
防災気象情報システム導入・運用事業	1-(2)	デジタル 化	近年の大雨がもたらす河川の氾濫は甚大な被害となり、本市が抱える河川も過去の例から見てもその危険性を持っている。そのため、気象状況をより迅速に把握することは市民の生命と財産を守るために大変重要である。 このようなことから令和3年度に河川監視カメラの設置を含む新たな防災気象情報システム導入したが、より正確で速い情報を市民へ伝達できるよう、市内で頻繁に洪水被害の発生する河川にも追加で河川監視カメラ及び簡易水位計を設置し、市民の迅速な自助・共助の避難行動に繋げていく。このことにより、市民が正確な河川の状況をさらに早期に確認することができるようになるとともに、河川の増水状況の確認のために職員が危険を冒すことなく災害対策本部内で迅速な情報把握ができるようになり、本市の目指す「逃げ遅れがゼロ」に資する。	R3～ R10以降	3,500	総務課
防災情報システム関係事業(MCA無線関係)	1-(2)		市には、市民に避難指示等の気象情報及び災害情報等を伝える責務があり、防災ラジオや防災メール等の様々な手段を活用し伝達を行なっているが、情報の受け手、災害の種別、災害の段階、気象条件等によって、効果的な伝達手段が異なる。災害時においては、市民へ様々な情報を確実に伝達するために「一つの手段に頼らず、複数の災害情報伝達手段を組み合わせること。」及び「一つ一つの災害情報伝達手段を強硬化すること。」が重要となる。このようなことから、災害用デジタル無線機の更新、更には衛星携帯電話を整備するもの	R4～ R10以降	14,070	総務課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
避難所の運営事業			災害のため被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護する。	R2以前～ R10以降	10	社会福祉課
避難所備蓄品整備事業			災害発生時に避難所を開設し運営するにあたり、必要な備蓄品について、これまでも食料や生活必需品を中心に日本赤十字社山陽小野田市地区による備蓄が行われているが、市としても自助・共助を基本とし、コロナウイルスに代表される感染症対策も踏まえ、発災直後に必要となる避難所運営に必要な資器材を備蓄する。	R2以前～ R10以降	147	社会福祉課
(2)地域防災力の向上						
防災知識普及啓発事業			市民が災害時に迅速かつ適切な行動をとるためには、災害に対するより正確な知識を持つことが必要である。出前講座や防災講演会などの機会を活用し、防災意識の普及啓発を図っていく	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	総務課
自主防災組織等育成事業	1-(2)		自主防災組織の活動を活発かつ継続的なものにするため、防災資機材や訓練に要した経費の補助を行う。	R2以前～ R10以降	1,140	総務課
地域防災訓練事業	1-(2)		市民の防災意識の向上及び地区防災組織活動の充実等を図るため、地区防災組織が実施する防災訓練に対し経費を補助する	R2以前～ R10以降	1,100	総務課
防災士育成事業	1-(2)		自主防災組織の活動を充実させ、更に衰退させないためには、地域のリーダー的存在が不可欠である。そのため、地域の防災リーダーを育成するため、各地区の防災士育成を支援する。	R2以前～ R10以降	130	総務課
防災標語コンクール実施事業	1-(2)		近年、自然災害が全国各地で多発し、局地化、激甚化が著しい中で被害が拡大する傾向にあり今後もこうした自然の脅威による災害は避けることはできないと思われる。災害を未然に防ぎ、「一人ひとりが生命を守る」ために、自助、共助につながる取組として、未来を担う子ども達に標語を募集することで、災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じた的確な判断の下に自らの安全を確保するための行動ができるようにすることで災害からの「逃げ遅れがゼロ」を目指す。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	総務課
避難確保計画推進事業			「水防法」及び「土砂災害防止法」に指定されている浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し避難訓練の実施が義務付けられています。浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の円滑かつ迅速な避難体制を確保するため、管理者等に対し避難確保計画を作成させ避難訓練の実施を行うよう支援を図っていく。	R5～ R10以降	ゼロ予算	総務課
(3)市域の保全						
基幹水利施設ストックマネジメント事業(沖開作・古開作・後潟排水機場)			県営事業で整備した排水機場で、すでに機能診断や保全計画を策定している施設において、年次的にストックマネジメント事業で整備する。	R2以前～ R10以降	12,500	農林水産課
刈屋漁港海岸保全施設整備事業	1-(2)		刈屋漁港海岸の施設である西の浜排水機場は内水排除のため平成元年度に設置され、梅雨時期、台風襲来時などに3台のポンプが稼働しているが、築造から30年以上が経過し老朽化が激しい。このため令和2年度に策定した施設機能保全計画詳細設計に基づき施設の整備更新を行う。	R2以前～ R10以降	91,000	農林水産課
雨水排水ポンプ場維持管理事業			雨水排水ポンプ場の適切な維持管理により、低地の保全及び内水排除等に努める。	R2以前～ R10以降	6,759	農林水産課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
県営海岸保全施設整備事業(松屋埴生)			堤防は天端高が不十分であり、陸間や水門・樋門等の施設の老朽化が進んでいる。そのため、高潮が発生した場合等にその機能が十分に果たせない恐れがあり、早急な改修が必要。事業実施期間は平成18～31年度。(～令和7年度に事業計画変更)整備延長は2,503m	R2以前～ R7	7,500	農林水産課
県営海岸保全施設整備事業(黒崎開作)			堤防は天端高が不十分であり、陸間や水門・樋門等の施設の老朽化が進んでいる。そのため、高潮が発生した場合等にその機能が十分に果たせない恐れがあり、早急な改修が必要。事業実施期間は平成17～33年度。(～令和6年度に事業計画変更)整備延長2,350m	R2以前～ R6	7,500	農林水産課
海岸防災事業負担金			山口県が定めた「山口南沿岸海岸保全基本計画」に基づき、高潮、波浪及び津波による被害から海岸背後の地域住民の生命や財産を防護するため、県は護岸、岸壁、排水機場などの県が管理する港湾施設を順次改修する。市はそれら事業費の一部を負担する。 本港地区、大浜地区、東高泊地区	R2以前～ R10以降	39,476	土木課
自然災害防止事業負担金(海岸)			きららビーチ焼野は、夏季シーズンを海水浴場として活用しており、利用者が安全・快適に利用できるよう養浜整備や施設更新を行う必要がある。 郡・津布田海岸は波浪により河川の河口が閉塞状態になっているため、土砂撤去を行い流下断面を確保する対策が必要である。 また、郡・津布田海岸の護岸については、老朽化が進み基礎部の洗掘や空洞化が見受けられるため、護岸の健全化を図ると共に、護岸のかさ上げによる高潮対策を実施する。 市はそれら事業費の一部を負担する。	R2以前～ R10以降	12,400	土木課
土砂災害危険箇所整備事業(維持管理)			急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けて対策工事を実施した箇所において、民家や施設に影響を及ぼすおそれのある雑木について、倒木などによる災害を事前に防止するため伐採を行う。	R2以前～ R10以降	300	土木課
急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業(県事業)			国の補助を受けて施工した既設の急傾斜地崩壊防止施設について、緊急改築を行うことで既存の施設を有効活用することにより、地域における安全の向上を図ることを目的に、山口県が社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)を活用し事業を行う。市はそれら事業費の一部を負担する。	R2以前～ R5	6,000	土木課
急傾斜地崩壊対策事業(県事業)			危険な急傾斜地を急傾斜地崩壊危険区域に指定し、地域における安全の向上を図ることを目的に、山口県が社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)を活用し事業を行う。市はそれら事業費の一部を負担する。	R2以前～ R10以降	3,000	土木課
雨水排水機場維持管理事業			本市は干拓地や埋立地などの低平地などが多いため過去に幾度も浸水被害を受けたため、その対策として雨水排水機場を整備してきた。その排水機場の施設が適切に稼働できるよう、適切な維持管理を行う。	R2以前～ R10以降	36,865	土木課
河川事務事業			本市が管理する準用河川及び普通河川を適正に維持管理することにより流域の保全、防災に努める。 河川パトロール、構造物の維持修繕や河川占用事務を行う。	R2以前～ R10以降	1,000	土木課
河川寄舟除去事業			本市が管理する準用河川及び普通河川における河道を健全に保ち、氾濫等の災害を未然に防ぐため、堆積土を撤去する。	R2以前～ R10以降	600	土木課
河川浚渫事業			本市が管理する準用河川及び普通河川の中には、長い年月により土砂が堆積し河積阻害率(河道障害)が高まっている箇所がある。近年はゲリラ豪雨が頻繁しており、流下能力の低下による河川の氾濫が危惧されるため、緊急に実施すべき箇所について計画的に堆積土を浚渫する。	R2以前～ R10以降	21,000	土木課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
河川整備事業	1-(2)		境川は、上流の殖生山溜池にその源を発し、山間を南西に流下し瀬戸内海に注ぐ流路約1.0kmの普通河川である。流域の土地利用は、大部分が山林で、下流部の平地には農地が広がり、国道190号沿いに民家が集中している。また、上流域の開発、山陽自動車道、国道など土地利用状況が変化している。当該河川は、未整備区間が複数点在しており、過去にも災害復旧を実施するなど被災履歴を有する。なお、台風や集中豪雨などによる河川堤防の越水も報告されており、河川整備が望まれている。 このような状況から、必要とされる護岸を整備し治水安全度の向上を図る。	R5～ R10以降	17,000	土木課
北竜王遊水池環境整備事業			北竜王遊水池は、北竜王排水機場の調整池であるが、長年にわたり流入土砂が堆積しており調整池としての能力が低下している。また、アザミなどの雑草が育成して周辺の住環境にも悪影響を及ぼしている。 このため、遊水池内の草刈と堆積土砂の撤去を行う。	R2以前～ R10以降	2,300	土木課
アンダーパス排水施設整備事業			市道がJRの下を掘り下げて交差するアンダーパス部において、浸水を防止するため排水施設(排水ポンプ等)を設置している。浸水による車や人への被害を防止するために必要な排水施設であるが、設置してから長期間が経過していることから老朽化が進んでいる。そのため、排水ポンプ施設の更新を行い、施設の維持を行う。	R5～ R7	1,100	土木課
排水機場整備事業			大雨時等における浸水被害を防止するため、排水機場(ポンプ場含む)を設置しているが、その多くが設置から数十年が経過しており老朽化が著しい。緊急時の正常な稼働が必要のため、定期的な点検の実施に加え適切な維持・修繕を行う。	R5～ R10以降	12,954	土木課
雨水排水施設維持管理事業			雨水による浸水被害を防止するため、各施設の維持管理を行う。 ・雨水渠の排水能力を維持するためスクリーンの清掃及び維持管理 ・雨水調整池の役割を持つ叶松ため池の維持管理 ・若沖雨水ポンプ場の機能を保全するため若沖遊水池の維持管理	R2以前～ R10以降	1,177	下水道課
雨水排水ポンプ場維持管理事業			市内(公園通り第2排水区 245ha)における降雨時の雨水排除のため設置した若沖雨水排水ポンプ場の維持管理を行う。	R2以前～ R10以降	5,478	下水道課
高千帆地区浸水対策事業	1-(2)		高千帆地区の内水は、潮位により自然排水が不可能な時は横土手と下木屋のポンプ場で排水しているが能力的には限界がある。近年農地の都市化が進み、保水能力が低下し、豪雨時の浸水被害が懸念される。そこで有効な浸水対策を立案し、それを事業化する。	R2以前～ R10以降	62,000	下水道課
基本施策10 防犯・交通安全・空家等・消費者保護対策の推進						
(1)交通安全思想の普及						
交通安全事務			交通安全思想の普及徹底を図るため、各季の交通安全運動をはじめ、啓発活動、交通安全教育を推進するとともに、交通事故の未然防止を図るため、交通安全対策協議会を中心に警察署、交通安全協会等関係機関と緊密に連携し、交通事故防止活動を推進する。	R2以前～ R10以降	4,926	生活安全課
(2)交通安全環境の整備						
交通安全施設整備事業			市道の交通安全環境向上及び「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急合同点検」における対策必要箇所について、区画線、道路反射鏡、防護柵などの安全施設を整備する。	R2以前～ R10以降	6,896	土木課
道路照明整備事業			市道の交差点や横断歩道に道路照明を設置して、道路の安全を図る。	R2以前～ R10以降	1,048	土木課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
街路灯整備促進事業(連続照明)			市街地の安全や防犯対策として、スポンサー付街路灯(連続照明)が設置されているが、施設は老朽化しており、また、スポンサーが撤退するなど、街路灯管理団体による維持管理の運営が厳しい状況となっている。 そのため、駅前広場や、市役所関連施設の周囲、交差点等の街路灯は、市がスポンサーとなり管理団体による維持管理を支援する。	R2以前～ R10以降	1,410	土木課
山陽小野田市街路灯委員会修繕補助事業(LED化)			市街地の安全や防犯対策として、スポンサー付街路灯が設置されているが、施設が老朽化しており、その対策が必要である。また、スポンサーの減少や電気代の高騰により街路灯管理団体の維持管理の運営が厳しい状況にあるため、灯具のLED化に対し、補助金を交付することで、老朽化対策と維持管理費の削減を図り、運営の健全化を支援する。	R3～ R10以降	1,000	土木課
通学路安全対策事業	2-(1)		本市の通学路の中には交通量が多く、歩道が設置されていない市道や、歩道が狭い市道があるため、道路管理者と学校・保護者・警察等が連携して安全対策を行う。 歩道の設置されていない等の危険箇所については、路側帯の整備や歩道の拡幅を行い通学路の安全向上を図る。	R2以前～ R10以降	53,000	土木課
(3)地域防犯対策の推進						
地域防犯対策推進事業			防犯活動を地域から展開するため、関係機関・団体が結集する防犯対策協議会の運営費の助成等を行う。	R2以前～ R10以降	1,934	生活安全課
防犯外灯助成事業			LED防犯外灯の新設経費及び修理経費の一部を補助することで自治会等の防犯活動を支援し、地域の安全の確保を図る。また、LED灯化により電力消費が抑えられ、自治会等の負担軽減や地球温暖化対策にも貢献できるため、LED灯化した場合も補助対象とする。	R2以前～ R10以降	4,000	生活安全課
防犯カメラ設置補助事業			犯罪のない安全・安心なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援するため、防犯カメラの新設経費の一部を補助する。これにより、地域における不法投棄等や人目のつかない空き家、通学路等への不審者の出現等の犯罪の発生を抑制し、万が一犯罪が発生した場合においても防犯カメラの映像が早期解決の糸口となり、犯罪の発生の防止に寄与する。	R3～ R10以降	2,000	生活安全課
(4)空家等対策の推進						
管理不全な空家等対策の強化事業			適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、山陽小野田市空家等対策計画に基づき、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。	R2以前～ R10以降	209	生活安全課
空家等放置問題対策としてのサポート事業(経常)			超高齢化社会を迎え、行政対応だけでは今後も増加する空家等問題への対応が追いつかないことが想定される。空家等の所有者が自らの意思で財産を守り、その価値を維持していくという強い意識を持つことが大切である。住民、消防等の協力を得ながら管理不全な空家等の把握に努め、当該所有者等に対する行政指導を粘り強く継続し、周辺的生活環境に与える危険や不安の解消を図る。	R2以前～ R10以降	30	生活安全課
空家等の適正管理の啓発事業			超高齢化社会を迎え、行政対応だけでは今後も増加する空家等問題への対応が追いつかないことが想定される。空家等の所有者が自らの意思で財産を守り、その価値を維持していくという強い意識を持つことが大切である。広報紙やホームページなど、様々な媒体を活用して周知に努め、セミナーの開催、空家等の適正管理に関する意識啓発を行い、管理不全な状態にある空家等の是正に努める。	R2以前～ R10以降	45	生活安全課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
特定空家等除却事業			地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、著しく周辺に悪影響を及ぼしている管理不全の空家等を特定空家等に認定し、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「空家法」)に基づく助言・指導、勧告、命令をしてもなお措置が履行されない場合は、空家法に基づき行政代執行により当該特定空家等を除却する。	R2以前～ R10以降	7,300	生活安全課
空家等放置問題対策としてのサポート事業(臨時)		デジタル 化	苦情のあった空家等への対応記録について、件数が増加していること及び対応が複数年に渡ることで等の理由により、これまでのエクセルファイルによる管理では事務が煩雑となり、また現地調査結果や所有者等情報についても写真、登記簿等のデータが膨大な量となっており、適切に管理することが困難な状況であるため、空き家対策管理支援システムを導入し、苦情等に即座に対応できるよう空家等の情報を適切に管理し、事務の効率化を図る。	R2以前～ R10以降	8,777	生活安全課
空家等の適正管理の補助事業			今後、空家等の増加が見込まれ、それがもたらす問題が一層深刻化することが懸念されることから、引き続き空家等の発生の抑制、利活用、除却等の取組を強力に推進する必要がある。空家等の所有者等が自らの意思で財産を守り、その価値を維持していくという強い意識を持つことが大切であることから、所有者等の負担軽減を図るための各種補助金を交付することにより空家等対策を進める。	R2以前～ R10以降	7,000	生活安全課
(5)消費生活の安全確保						
消費者保護事業			高齢者等を中心に消費者被害が深刻化しているため、悪質商法による消費者被害の防止に努める。また、商品の適正な表示の検査や消費生活サポーターとして消費者団体の育成に取り組む。	R2以前～ R10以降	234	生活安全課
地方消費者行政活性化事業			国民生活センター主催の研修会への参加や法律専門家に法律助言業務を委託すること等により、消費者安全法に規定されている消費生活センターの機能強化及び相談員等の資質向上を目指す。また、高齢者等の消費者被害を防止するために民生委員等見守りを実施する団体との連携を強化する。交付金等を活用して整備した体制を今後も維持・推進する。	R2以前～ R10以降	6,861	生活安全課
消費者安全確保地域協議会運営事業			高齢者等は、悪質商法の標的とされやすく、消費者被害が認識されにくい状況にある。平成26年の消費者安全法改正により、地方公共団体は地域で活動する様々な団体や個人を構成員とした消費者安全確保地域協議会を設置し、消費生活上、特に配慮を要する消費者の見守り等の取組を行うことができることとされている。令和4年度に設置した協議会を開催し、地域の安全・安心の確保を強化する。	R4～ R10以降	12	生活安全課
基本施策11 地域づくりの推進						
(1)持続可能な地域づくりの推進						
地域運営組織推進事業	1- (1)	スマイル エイジ ング	地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす方々が中心となって、様々な地域課題の解決に向けた取組を継続的に実践することを目的とした地域運営組織(RMO)の形成を推進する。令和5年度は、地域運営組織の形成に向けた取組を行う地区に対して人的支援・財政的支援を行う。 (アドバイザー派遣事業) 地域づくりを専門としたアドバイザーを招聘し、地域運営組織の形成に向けた取組を強化する。 (地域運営組織形成支援補助金) 地域運営組織の形成に向けた検討を始める地区に対して、1地区あたり10万円の補助金を交付する。	R3～ R10以降	4,189	市民活動推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
集落支援員設置事業	1-(1)		集落支援員とは、地域の実情に詳しく、地域づくりの推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携して、地域への目配りとして、地域の巡回、状況把握等を行う者である。 本市の集落支援員は、現在取組中の地域運営組織の形成に向けて、地域住民と市による地域の現状や地域課題等についての話し合いの場への参加や形成後の事務局機能を担う中核的な役割を担う。 R5年度は、地域運営組織の形成に向けた取組を強化するため、各地域交流センターに1名配置する。(計11名配置予定)	R5～ R10以降	17,602	市民活動推進課
(2)市民活動の支援						
ふるさとづくり推進事業		スマイル エイジン グ	市ふるさとづくり協議会、校区ふるさとづくり協議会の運営又は実施事業に対して、補助金を交付することで、地域の特色ある活動を支援する。市ふるさとづくり協議会の運営については、庶務、会計ともにはほぼ自立して行っており、今後は事務局としてのサポートは行いつつも、完全自立に向けて、さらに指導・助言していく。 有帆ふるさとづくり協議会に対してふるさと創生事業により整備したほたる飼育施設の維持管理及び飼育に必要な経費の一部を助成することで、その活動を支援する。	R2以前～ R10以降	3,116	市民活動推進課
地域振興諸行事支援事業		スマイル エイジン グ	各種団体が開催するイベントに係る経費の一部を補助することで地域振興と交流促進を図る。 補助対象:全10事業	R2以前～ R10以降	2,260	市民活動推進課
自治会組織活性化事業		スマイル エイジン グ	地域コミュニティの維持発展のため、単位自治会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援する。また、単位自治会へは月2回広報紙等の文書配布を行う。また地域コミュニティの維持発展のため、自治会連合会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援することで、市内全域での活動の活性化を図り、自治会加入世帯の維持・確保を進める。	R2以前～ R10以降	65,761	市民活動推進課
自治会館建設補助事業			地域コミュニティの活動拠点である自治会館の建設、用地取得、増改築等に係る経費を補助することで、地域住民の交流の場として利用を促進し、地域社会の発展と福祉の向上を図る。 ○補助対象・限度額:建設 600万円、修理 60万円、増築・改築 180万円、用地取得 330万円 それぞれ補助率1/2 ○R4.8末時点で建設1件の待機中。 ●R5年度計画:船越自治会(建設:6,000千円、R2.4要望)	R2以前～ R10以降	6,000	市民活動推進課
自治会組織活性化事業 (臨時)		スマイル エイジン グ	自治会便は、広報紙の配付だけでなく、県広報、議会だより、社協だより、自治連だよりなどの関係機関の発行する広報紙の配付や、市役所から自治会、市民へのお知らせを配付する手段として重要な役割を持っている。 現在共済会館で配付準備を行っているが、配布物用のケースが老朽化しており、自治会への配布に支障をきたしていることから、新たに配付用ケースを購入し、運用を改善するもの。 また、全地域交流センター内に単位自治会のレターボックスを設置し、地区内における各自自治会への連絡体制の維持を図る。	R5～ R5	1,085	市民活動推進課
市民活動支援事業	2-(3)	スマイル エイジン グ	市民活動に関する情報の提供、人材の育成、交流機会の提供等により、市民活動団体の自主的・主体的な活動を促進する。また、協創によるまちづくりを推進するための本市のファンづくりを目的とした「スマイルプランナー」の運営の強化を図る。	R2以前～ R10以降	325	市民活動推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(3)地域の拠点づくりの推進						
社会教育士育成事業	1ー(1)	スマイル エイジ ング	地域自らが多様化、複雑化する地域課題解決に向けた取組を 実践していくには、地域住民、団体、市、企業等の多様な主体 のコーディネイト役が必要である。その役割を担う中間支援的 人材として「社会教育士」を育成するため、社会教育士資格取 得に必要な講習や養成課程を受けさせる。 ◆R5年度取得予定人数:1人 (R4年度取得人数:2人) ◆受講計画(開催地未定) ・期間:18日想定 ・受講場所:広島大学想定	R4～ R5	335	市民活動推 進課
本山地域交流センター管 理運営事業	1ー(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様 化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施 設に進化した「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。	R4～ R10以降	9,964	市民活動推 進課
赤崎地域交流センター管 理運営事業	1ー(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様 化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施 設に進化した「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。	R4～ R10以降	10,504	市民活動推 進課
須恵地域交流センター管 理運営事業	1ー(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様 化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施 設に進化した「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。	R4～ R10以降	7,146	市民活動推 進課
小野田地域交流センター 管理運営事業	1ー(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取 り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を 設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。	R4～ R10以降	334	市民活動推 進課
高泊地域交流センター管 理運営事業	1ー(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様 化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施 設に進化した「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。	R4～ R10以降	7,451	市民活動推 進課
高千帆地域交流センター 管理運営事業	1ー(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取 り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を 設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。	R4～ R10以降	9,699	市民活動推 進課
高千帆地域交流センター 分館管理運営事業	1ー(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を 市長部局に移管することに合わせて、福祉会館を統合するこ とで、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多 機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及 び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運 営を行う。	R4～ R10以降	7,560	市民活動推 進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
有帆地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	8,934	市民活動推進課
厚狭地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	443	市民活動推進課
出合地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	6,604	市民活動推進課
厚陽地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	5,836	市民活動推進課
埴生地域交流センター管理運営事業	1-(1)		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	8,814	市民活動推進課
地域交流センター管理運営事業	1-(1)		全地域交流センターを総括した管理運営を行う。 各センターが抱える問題や課題、取組等を共有・協議する場であるセンター長会議を開催する。	R4～ R10以降	5,836	市民活動推進課
地域交流センター整備事業			令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した「地域交流センター」を設置した。 地域交流センター化に伴い、施設に必要な改修等を計画的に行う。 R3年度:看板改修 R4年度:旧福祉会館の風呂廃止等に伴う水道管減径(本山×2、赤崎、高泊、高千帆、高千帆分館、有帆、厚陽)8か所 R5年度:施設改善のための修繕・備品購入等、スロープの手すり設置	R4～ R9以降	3,694	市民活動推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
地域交流センター和式トイレ洋式化事業			和式トイレにしゃがめない高齢者や、和式トイレの使用に慣れない子ども達のためにトイレの洋式化を行う。各地域交流センターの1階には男女ともに1器ずつ洋式トイレの設置はあるものの、コミュニティ体育館には洋式トイレは設置されていない。第1避難所となっている地域交流センターから優先してトイレの洋式化を図り、50%以上になるよう計画的に改修していく。また、目標達成後は、老朽化した洋式トイレを順次更新していく。 (R4年度実施) 本山、赤崎、須恵、高千帆分館(4センター 8基) (R5年度実施予定) 高泊、高千帆、有帆、出合、厚陽(5センター 9基)	R4～ R10以降	4,000	市民活動推進課
地域交流センター施設空調機更新事業			老朽化した地域交流センター空調設備について、20年を目途に計画的に更新していく予定としているが、近年の猛暑等の影響により、エアコンの故障が多発している。 R5年度は現在故障中の須恵地域交流センター及び高千帆地域交流センターを更新する。 (須恵)ロビーのエアコンが故障中。センター化後、交流スペースとしての利用が多く、支障が大きい。投票会場。 (高千帆)ガス式系統の2階の室外機のうち1機が故障中。頻繁にエラーが発生し、2階のエアコンがストップする。1、2階ともにH11に更新しており、24年が経過しているため、1、2階のガス系統のエアコンを更新する。 R6年度以降は、有帆地域交流センターの4部屋(事務室、研修室、会議室、調理室)を始め、年次的に更新する。	R2以前～ R10以降	17,367	市民活動推進課
地域交流センターコミュニティ体育館LED化事業			水銀による環境の汚染の防止に関する法律(H27.6.19公布)され、令和2年12月31日以降、水銀灯の製造、輸出、輸入が禁止となった。5館ある地域交流センター併設のコミュニティ体育館(赤崎は大講堂、高千帆は軽運動室)について、計画的にLED化を行う。(本山、赤崎、高泊、高千帆、有帆) R5年度は、赤崎及び高千帆地域交流センターのLED化を予定	R5～ R10以降	8,147	市民活動推進課
地域交流センター家用電気工作物改修事業			各センターに設置されている家用電気工作物の老朽化が進んでいるため、計画的に更新する。 (赤崎:昭和60年、須恵:昭和61年、高泊:昭和61年、出合:昭和55年、厚陽:昭和51年 法定耐用年数15年) なお、施設の契約電気料等からキュービクルが不要と判断された場合は、低圧受電へ変更し、経費の節減を図る。 R5年度は、出合及び高泊のキュービクルを廃止し、低圧受電に切り替える工事を行う。	R4～ R10以降	9,108	市民活動推進課
地域交流センター複写機等更新事業			11センターの複写機と印刷機を、計画的に更新していく。 複写機:5年間の長期継続契約によるリース契約の更新 印刷機:10年ごとを目途に機器の購入 R5年度は、複写機の更新なし。出合の印刷機の更新を行う。	R4～ R10以降	807	市民活動推進課
地域交流センターインターネット環境整備事業			現在、地域交流センターには会議室等のインターネット環境が整備されておらず、コロナ禍の中、オンラインによる会議や講座のニーズが高まっている中で、そのニーズに応えられていない状況にある。 そこで各センターの会議室の一室にインターネット回線を整備し、オンラインによる会議や研修・講座の受講、また講師として講座を開催する際に利用する。 また、無線ルーターを整備し、スマホやパソコン教室等のICT関係講座の実施に対応する。	R5～ R10以降	6,108	市民活動推進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(4) 中山間地域の活性化						
地域おこし協力隊募集・受入事業			中山間地域では、住民の減少や高齢化に伴い、耕作放棄地の増大、集落機能の低下が著しい地域がある。地域資源を活用した農林水産業の振興や生活環境の整備、地域住民の担い手となる人材を育成、確保していく中で、地域課題を解決するための施策を推進し地域住民を主体とした持続可能な中山間地域を目指す。その手法として地域おこし協力隊を設置する。 なお、予算の内訳としては令和4年度に川上地域での地域おこし協力隊に応募された方1名が着任された場合の活動費で、令和5年度の募集で採用となった方の活動費については令和5年度より地域おこし協力隊の所管課となるシティセールス課が予算要求する。	R2以前～ R10以降	4,991	地域活性化室
中山間地域振興事業			中山間地域が抱える様々な課題を解決していくためには、地域住民による自主的・主体的な活動を展開することが必要である。住民相互の話し合いやワークショップ等を通じて、住民が自主的・主体的に地域の将来像や具体的な目標、行動計画を定めると共に、地域課題の解決に向けた取組を支援する。	R2以前～ R10以降	180	地域活性化室
中山間地域づくり推進事業(経常)			中山間地域においては、農林業従事者の減少、高齢化の進行により、荒廃した森林や耕作放棄地が増大している。また、担い手の減少、高齢化により集落機能の維持が困難となる地域もある。このため、地域資源を活用した農林水産業の振興や生活環境の整備、地域住民の担い手となる人材の育成・確保など、地域の課題解決のための施策を推進し、地域住民を主体とした持続可能な中山間地域の活性化を図る。その手法として、地域おこし協力隊を設置する。	R2以前～ R10以降	54	地域活性化室
基本施策12 人権尊重のまちづくり						
(1) 人権教育・啓発の推進						
人権啓発等推進事業			人権啓発活動地方委託事業である、「人権の花運動」、「ヒューマンフェスタさんようおのだ」、「人権講座」を実施し、様々な対象者に対して人権啓発を図る。 また、人権啓発担当職員の資質向上のため、県主催人権ふれあいフェスティバルや人権関係団体主催の研修会に参加する。	R2以前～ R10以降	523	市民活動推進課
福祉援護資金貸付金償還事業			同福祉援護資金貸付金の償還額を収納、徴収し、前年度の収納実績に応じて算出された償還額で県費補助金へ償還する。新規貸付は平成13年度をもって終了している。	R2以前～ R10以降	679	市民活動推進課
人権教育推進事業			人権意識の高揚をめざし、市民の豊かな人権感覚をさらに培うとともに、これまでの実践の過程や成果、課題を踏まえ、企業・職場を含めた地域社会における人権教育を組織的・計画的に推進する。①地域・企業における人権教育の推進 ②人権啓発作品の募集 ③企業人権教育情報交換会の開催 ④人権尊重のための学習機会の充実など。	R2以前～ R10以降	445	社会教育課
平和教育推進事業	2-(3)		平和教育で学ぶ重要主題として、争いや命について取り上げ、次世代を担う青少年(中学生)を対象とした取組を進めていく。特に戦争の実像として「被爆ひろしまの語り部の話」を直接聞かせ、平和の尊さについて考える場としていく。	R2以前～ R10以降	95	社会教育課
人権教育推進協議会事業			年3回程度の開催で主に次のことについて協議 ①今年度の人権教育推進計画について ②人権教育推進講座、ヒューマンフェスタさんようおのだ ③次年度への課題について ④人権課題について など。 委員は、地区自治会・校長会・PTA連合会・保護司会・子ども会・人権擁護委員・連合女性会等で構成。	R2以前～ R10以降	228	社会教育課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(2)人権擁護体制の充実						
人権相談事業			人権相談については、人権擁護委員による「特設人権相談所」を毎月2回開設するとともに、10人の人権擁護委員が相談窓口となっている。 また、社会情勢が激しく変化中、人権を取り巻く状況も複雑化、多様化しており、人権に関する相談が多くなっていることから、人権に関するさまざまな相談に的確に対応するため、庁内関係課や人権擁護委員、法務局ほか関係機関との連携を図る。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	市民活動推進課
DV相談事業			複雑・多様化する配偶者等からの暴力の被害者に関する様々な相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うため、令和3年度から「DV相談員」を設置している。 DV相談員には専門的な知識が必要であることから、知識の習得と業務の質の向上を図るため、専門機関が実施する専門的・実践的な研修に積極的に参加する必要がある。 また、被害者拡大防止のためのDVの予防・啓発活動にも取り組むとともに、「市配偶者等暴力相談支援連絡協議会」を開催し、関係機関との情報の共有を図る。	R2以前～ R10以降	2,898	市民活動推進課
人権擁護活動推進事業			基本的な人権を尊重し、人権侵害被害者を迅速に救済するため、人権擁護委員法により委嘱された人権擁護委員の活動を支援する。人権擁護委員制度を市民へ周知するとともに、人権擁護委員による「特設人権相談所」を開設し、定期的な相談の場を提供する。また本市の委員が所属する宇部人権擁護委員協議会へ財政的支援を行う。	R2以前～ R10以降	217	市民活動推進課
(3)男女共同参画社会の推進						
男女共同参画推進事業			○男女共同参画プランに基づく事業の推進 第4次さんようおのだ男女共同参画プラン(計画期間:R5～R8)に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組を実施する。 ○山陽小野田市男女共同参画審議会の開催 男女共同参画審議会を開催し、市が行った事業の検証や意見を取り入れPDCAサイクルを回していく。 ○男女共同参画の日記念事業の実施 10月1日の男女共同参画の日に関連した講座や啓発イベント等を開催する。 ○男女共同参画啓発パンフレットの作成 R3年度をもって廃止した一行詩に代わる事業として、男女共同参画推進の啓発を目的としたパンフレットを作成する。	R2以前～ R10以降	500	市民活動推進課
女性団体連絡協議会等支援事業		スマイル エイジン グ	女性団体連絡協議会(女性リーダー)と行政の協働を通じ、女性のネットワーク連携を維持し、男女共同参画社会作りに向けて必要不可欠な、女性の連携体制の維持、拡張に努め、共に社会的課題とその問題解決に向けて効果的な事業を実施する。	R2以前～ R10以降	176	市民活動推進課
基本施策13 自然環境の保全・循環型社会の形成						
(1)リサイクルの推進						
リサイクル活動支援事業			エコライフの普及啓発に取り組み、リサイクル活動をはじめとする循環型社会の形成を促進するため、資源ごみの再利用化を推進した団体に対して奨励金を交付する。	R2以前～ R10以降	1,100	環境課
生ごみ処理容器購入補助事業			一般家庭から排出される生ごみの減量化を促進し、併せてごみの堆肥化による資源の有効利用を図るため、生ごみ処理容器の購入にかかる補助金を交付する。補助金の額は、生ごみ処理容器の購入費の2分の1で、その限度額は非電動式生ごみ処理容器1基につき1,500円、ダンボールコンポスト500円、電動式生ごみ処理機2万円である。	R2以前～ R10以降	165	環境課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(2)地球温暖化対策の推進						
環境展開催事業			おのだサンパークを会場として、6月上旬に環境展を開催し、市内の環境、生活環境、リサイクル関係のパネル展示等を行っている	R2以前～ R10以降	151	環境課
山陽小野田市率先実行計画推進事業			「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市及び市職員が市の事務事業に関し、環境保全に向けた取組を率先して実行するための行動指針として定めた山陽小野田市率先実行計画に従い、日常業務中での省資源・省エネルギーやごみの減量・リサイクルなど、環境への負荷を低減するための取り組みを推進する	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	環境課
山陽小野田市省エネルギー推進事業			山陽小野田市役所の省エネルギー活動を効果的に推進することを目的として「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく「エネルギー管理標準」を設定し、エネルギー消費効率の向上及び効果的な使用に努め、エネルギー消費改善を図る	R2以前～ R10以降	31	環境課
山陽小野田市地球温暖化対策地域協議会事業			地球温暖化防止を目的とした地球温暖化対策地域協議会の事務局として協議会活動を支援するとともに財政的支援も併せて行う	R2以前～ R10以降	130	環境課
(3)環境・公害監視の推進						
環境・公害監視事業			国の環境基準や水質汚濁防止法、企業との環境保全協定の協定値等の超過を監視し、企業の進出時の事前評価の基礎資料等とする。また、公害を発生させないよう企業に対する指導や環境展等での啓発に寄与することにより、公害のない、市民の健康で文化的な生活を確保する上において快適で良好な生活環境の保全、確保に努める。	R2以前～ R10以降	5,559	環境課
分析機器等の相互利用			市と公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が保有する設備及び機器の効率的かつ効果的な相互利用等により、市と大学、官学との連携・協力をより一層充実させ、両者の実績とノウハウを基盤として、地域課題及び行政課題等に取り組むとともに、地域社会や大学研究、人材育成に寄与する。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	環境課
大気汚染物質測定用櫓維持整備事業			大気汚染の状況を把握するために市内19箇所に設置しているデポジットゲージや大気汚染物質測定用の櫓について、塗装やゲージの取替えなどの定期的な修繕を行う。	R2以前～ R10以降	584	環境課
環境・公害監視事業(環境保全)			市内協定締結企業を中心に工場からの大気・水質・騒音及び振動について調査している。また、市内の大気や水質等の状況についても環境基準の適合状況を調査している。	R2以前～ R10以降	2,238	環境課
環境審議会事業			工場の新增設等、重大な案件は環境審議会に諮問し、答申を得たうえで市が承認する。	R2以前～ R10以降	312	環境課
環境保全協定及び事前協議に関する事業			企業と環境保全協定を締結し、工場の新增設の際は、協定に基づく事前協議により環境への負荷をチェックする。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	環境課
相談・苦情処理事業			公害に関する苦情処理件数は、年間50件程度に及ぶ。内訳は、野焼きを含む大気汚染が30件程度で最も多く、死魚事件など水質汚濁がそれに次ぐ。騒音や悪臭の苦情もあり、苦情があれば、現地を確認し、迅速な対応を行う。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	環境課
(4)環境美化・生活衛生の向上						
水辺の教室開催事業			昭和60年から実施しており、親と子が一緒になって、郷土の身近な水辺に親しみ、河川に生息している水生生物を観察して水質を調査することによって、環境保全意識の啓発及び高揚に寄与する。市のホームページやチラシ、市広報等で、小学生親子の参加者を募集し、厚狭川で水生生物を指標とした水質評価や考察を行う。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	環境課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
廃薬品等処理事業			現在、分析に使用した毒劇物や一般試薬の廃薬品類は、毒物及び劇物取締法に基づき、薬品庫等で厳重に保管しているが、万一、地震や津波、高潮、内水氾濫等の災害が発生した場合、環境調査センターから廃薬品類が近隣民家や河川、海域などの公共用水域に漏洩する危険性があるため、危機管理上、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、定期的に廃薬品類を処理する。 また、環境調査センター内の廃薬品類以外の金属類や廃ガラス器具、廃プラスチックなどの産業廃棄物も、労働環境の改善あるいは保管スペースの問題から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理する。	R2以前～ R10以降	100	環境課
ごみ収納箱設置支援事業			本市はステーション方式でごみを収集しており、ごみステーションには自治会がごみ収納箱を設置し、管理している。そのごみステーションにごみ収納箱を設置又は修繕した自治会に補助金を交付する。補助率は経費の50%(上限20,000円)。	R2以前～ R10以降	1,100	環境課
狂犬病予防、犬・猫保護等 関連事業			狂犬病は人間にも感染し、死亡率が非常に高い病気で、蔓延を予防するために狂犬病予防法が制定され、犬には年1回の予防接種が義務付けられているので、市内各所で予防注射を実施している。 また、近年ライフスタイルの変化に伴い、飼い猫、野良猫を問わず苦情が増加している。市民と猫との共生のためのガイドラインの作成を行う。	R2以前～ R10以降	131	環境課
動物等死体回収業務委託 事業			現在、公共施設等で発見された動物等死体回収を環境課の職員で行っているが、動物の死体回収件数は年々増加傾向にあり、職員の業務量が増加している。また、昼夜・休日を問わず回収の依頼が入ることや死体回収という精神的負担が大きいため、民間委託し、職員の労働環境の改善を図る。	R5～ R10以降	1,650	環境課
飼い主のいない猫不妊・去 勢手術補助事業			環境省発行の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」において、飼い主のいない猫に係る不妊・去勢手術の推進が推奨されている。年々増加する飼い主のいない猫による生活環境トラブルの減少を図るため、及び猫の殺処分を減少するため、市民が率先して行う飼い主のいない猫に係る不妊・去勢手術費用の補助を行う。(雄5,000円、雌10,000円)また、不妊・去勢手術を行う際の捕獲機を購入する。	R5～ R5	1,271	環境課
環境美化向上事業			市民に対して、ごみ問題に関する意識の向上を図るため、環境衛生推進団体とも共働して環境美化に対する啓発を行う。また、環境衛生に関する苦情処理を積極的に行う。	R2以前～ R10以降	468	環境課
アダプトプログラム事業			本事業は、自分たちの街は自分たちできれいにしようという理念の下、市民と市が協働で行う美化・緑化活動である。活動は個人でも団体でも参加でき、市はその活動に対してごみ袋や清掃用具を支給し、集められたごみの回収・処理を行う。また、参加者の保険加入も行っている。	R2以前～ R10以降	233	環境課
放置自動車処理事業			放置自動車により生ずる障害を除去することにより、公共の場所の美観及び機能を保持し、もって市民の快適な生活環境を確保する。	R2以前～ R10以降	20	環境課
生活衛生向上事業			公衆衛生の向上を図るため、山陽地区の天満宮と渡場の2箇所に設置されている公衆便所を管理している。また、公共施設で発生したそ族昆虫(主にハチ)の駆除を実施している。	R2以前～ R10以降	256	環境課
埋火葬関連事業			火葬業務は市の固有の事務であり、恒久的に安定的な処理が求められている。新火葬場は、令和元年7月1日から供用開始し指定管理者による運営等が行われている。R4年度からは、火葬炉の保証期間が終了するため、修繕費が必要になる。	R2以前～ R10以降	31,215	環境課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
埋火葬関連事業(臨時分)			火葬業務は市の固有の事務であり、恒久的に安定的な処理が求められている。新火葬場は、令和元年7月1日から供用開始し指定管理者による運営等が行われている。R4年度からは、火葬炉の保証期間が終了するため、修繕費が必要になる。	R3～ R10以降	4,378	環境課
霊園管理整備事業			小野田霊園について、69,591㎡と広大である。市営墓地の経営者として、年間を通して草刈や立木の伐採などを中心に維持管理を行っていく。	R2以前～ R10以降	1,936	環境課
(5) 一般廃棄物処理の推進						
一般廃棄物(ごみ)処理事業			一般廃棄物(ごみ)処理事業	R2以前～ R10以降	142,514	環境課
焼却灰セメント原料化事業			県内市町が参画する山口エコタウン基本構想事業で、ごみ焼却灰(主灰及び飛灰)のセメント原料化を行う。	R2以前～ R10以降	89,095	環境課
環境衛生センター長期(包括)運転管理事業			環境衛生センター(ごみ焼却施設)の安定的な運営及び施設・設備の長寿命化を図るため、施設の運転管理・用役調達管理・維持補修等の施設運営業務を一括して委託する長期包括方式を導入する。契約期間は8年間。	R3～ R10以降	439,498	環境課
一般廃棄物(ごみ)処理事業(臨時分)			空き缶減容機に搬送するためのコンベアが老朽化により、停止・故障が発生することで、安定的に減容ができなくなり、業務に支障をきたす。よって、コンベアの更新及び既設ホッパ補修を行う。	R2以前～ R10以降	5,082	環境課
小野田浄化センター維持整備事業			小野田浄化センターは、し尿と浄化槽汚泥を処理する施設であり、安定稼働が求められている。設備機器等に不具合等が発生した場合は、処理に支障が生じないよう、速やかに修繕する。	R2以前～ R10以降	3,000	環境課
小野田浄化センター定期整備事業			小野田浄化センターは稼働開始から33年が経過し、経年劣化の進行が深刻な状態になっている。現在、小野田浄化センターを下水投入施設として新設する事務処理を並行して行っているが、現施設が稼働している限り、し尿と浄化槽汚泥の処理が必要なため、設備の更新、分解整備、修繕等を行い、施設の安定稼働を維持する。	R2以前～ R10以降	27,060	環境課
小野田浄化センター法定検査実施事業			「クレーン等安全規則」、「フロン排出抑制法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に基づき、専門業者による設備の安全と機能の保全を図るための検査を実施する。	R2以前～ R10以降	1,463	環境課
小野田浄化センター脱水汚泥搬送業務事業			小野田浄化センターの処理工程で発生した、脱水汚泥及び脱水し渣を環境衛生センターで中間処理するため、車両での搬送業務を委託する。	R2以前～ R10以降	3,410	環境課
一般廃棄物(し尿等)処理事業			「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその関係法令に従い、許可業者が収集したし尿及び浄化槽汚泥の処理・処分を行う。「水質汚濁防止法」及びその関係法令で定める規制基準値を遵守した処理水を排出できるよう、設備の点検整備や修繕及び物品の調達等の維持管理業務を行う。	R2以前～ R10以降	75,697	環境課
小野田浄化センター運転管理業務委託事業			市民の生活環境に支障が発生しないよう、許可業者が収集したし尿及び浄化槽汚泥を廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い、処理・処分を行い、水質汚濁防止法及び関係法令が定める規制基準値を遵守した処理水を排出できるよう、設備の運転及び維持管理を専門業者に委託する。	R2以前～ R10以降	62,832	環境課
山陽地区一般廃棄物(し尿等)処理事業			山陽地区で発生するし尿及び浄化槽汚泥を許可業者が収集・運搬し山陽中継所より小野田浄化センターへ搬送する。	R2以前～ R10以降	27,179	環境課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
小野田浄化センター施設 整備事業			経年劣化が進行した小野田浄化センターについて、令和3年度に実施中の施設整備方針検討業務において、下水投入施設の新設案が経済性・実現性を総合的に勘案し最も有利であるという結果となった。この下水投入施設はし尿の前処理・希釈のみを行う施設であり、生物処理は下水処理施設で行うため、下水道施設の一部として位置づけられ、環境省の循環型社会形成推進交付金よりも有利な国交省の社会資本整備総合交付金の対象となり、事業計画や都市計画決定においても下水道施設としての計上が必要である。よって下水道課との共同事業になるとともに、予算についても下水道会計での計上が必要であることから、施設整備及び維持管理に係る費用をし尿処理負担金として下水道会計に支払うものとする。	R4～ R10以降	4,007	環境課
公用車リース事業			小野田浄化センター所有の公用車(三菱リベロ:平成10年式)の経年劣化が進行しており、リース車として更新する。	R5～ R10以降	210	環境課
塵芥収集車等車両更新事業			老朽化した塵芥収集車等車両を機能・用途等を勘案しながら計画的に更新する。	R2以前～ R10以降	14,433	環境課
(6) 森林・里山環境の保全						
河川海岸保全事業			山陽地区において、昭和38年から毎年7月頃に、「河川海岸清掃大会」と称して全体参加者約5千人の、大規模な清掃活動を実施しており、地域の環境保全を推進する。	R2以前～ R10以降	520	環境課
生活環境保全林整備事業			菩提寺山市民の森の維持管理を行う。給水施設保守管理、清掃、下刈り、受光伐・防火帯整備等を行なう。	R2以前～ R10以降	3,366	農林水産課
地域が育む豊かな森林づくり推進事業			繁茂竹林の伐採や広葉樹の植栽、野生鳥獣の隠れ家となる藪の整備など、地域づくり活動等に意欲のある集落周辺の里山林の一体的整備を行なう。 令和5年度は引き続き川上地区において、繁茂竹林の伐採を行う予定。	R2以前～ R10以降	2,000	農林水産課
環境保全型農業推進事業			地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して、当該営農活動の実施に伴う追加的なコストを支援することにより、農業分野の有する環境保全機能を一層発揮させるため、10aあたり12千円の補助金を交付する。	R2以前～ R10以降	180	農林水産課
多面的機能推進事業			担い手に集中している水路農道等の維持管理、補修を地域全体で実施することにより、担い手の負担を軽減し、耕作放棄地の発生を防止する。また、農業用施設の更新を行うことで作業環境を改善する。平成29年度に3組織が一つに広域合併し、平成30年度末で1組織が活動を終了したが令和5年度から活動を再開する。今後は活動農用地面積を維持していくことが目標となる。	R2以前～ R10以降	59,213	農林水産課
中山間地域等直接支払交付事業			中山間地域等直接支払制度は、条件不利地の農業生産活動や農村生活の維持、耕作放棄地の防止などを目的としている。現在5地区が市と協定を結び、協定農用地の管理、水路・農道等の維持・管理活動を実践している。 第四期対策期間(平成27年度～31年度・5力年) 第五期対策期間(令和2年度～6年度・5力年)	R2以前～ R10以降	3,212	農林水産課
市民農園管理運営事業			一般市民が農業体験を通して、収穫の喜びを味わうことができるよう市民農園を開設し、適正に管理運営できるように努め、都市住民が農業とふれあう場を確保する。※烏帽子岩:46区画(1区画:25㎡)・高栄:45区画(同:30㎡)・沓山田:26区画(同:26㎡)。使用料:3,000円/区画・年	R2以前～ R10以降	327	農林水産課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策14 国際交流・地域間交流の推進						
(1) 国際交流・地域間交流の推進						
国際交流推進事業			本市における国際交流に関わる関係機関・団体が組織する市国際交流協会の財政支援・人的支援を行うことで、市民レベルの国際交流を促進し、国際的な理解と国際感覚豊かな人材の育成を図る。	R2以前～ R10以降	358	市民活動推進課
中学生海外派遣事業			親善大使として中学生を姉妹都市モートンベイ市へ派遣し、両市の友好親善と相互理解を深めるとともに、広い視野と国際感覚を備えた次代を担う人材の育成を図る。 新型コロナウイルス感染症対策のため、R2年度からR4年度までの3年間は派遣事業を中止した。海外へ生徒を派遣するという事業の特性上、世界的なコロナ禍の中での事業の継続について慎重に検討する必要がある。 また、R4年8月に姉妹都市提携30周年を迎え、新たに友好都市として協定を締結した。両市は、今後も学生の海外派遣等による交流を深めることを誓い、これを契機に友好関係を強化していく。	R2以前～ R10以降	3,226	市民活動推進課
基本施策15 シティセールス・移住定住の推進						
(1) シティセールスの推進						
シティセールス推進事業	3-1		「活力と笑顔あふれるまち～スマイルシティ山陽小野田～」の実現に向けて策定した、市シティセールス推進指針に基づき、全庁を挙げて諸施策を推進するため、シティセールス推進本部(庁内)を開催する。また、市の認知度の向上を図り、交流人口の増加、移住・定住促進につなげるため、市の魅力を市内外に発信するとともに、ロゴマークとイメージカラー「オレンジ」を積極的に活用する。	R2以前～ R10以降	741	シティセールス課
シティセールスPR強化事業	3-1	デジタル化	平成30年度にキャッチフレーズをモチーフにしたロゴマークを制作するとともに、JR厚狭駅新幹線口に市のPRポスターを掲示し、JR小倉駅のデジタルサイネージを活用して市の魅力を発信した。令和5年度以降は、ロゴマークやポスターを用いたPRを継続しながら、新たにデジタルを活用したPRを実施することとし、ターゲットを本市を認知していない首都圏の方とし、本市に振り向いてもらう仕掛けとして、多くのユーザーを持つデジタル媒体でPR広告を行うことにより、本市を認知してもらうとともに、魅力を発信する。若い世代が多く、トレンドにも明るい首都圏の方を対象とするため、大多数の方が所持しているスマートフォン上で実施可能なSNSやアプリなどのデジタル媒体を活用した情報発信が広範囲に行え、最も効果的である。これまでメインターゲットとはしてこなかった首都圏をメインターゲットとすることにより、新たな交流人口の創出や移住者獲得の可能性も高まってくる。	R2以前～ R10以降	1,111	シティセールス課
ハロウィンイベント実施事業	3-1	スマイルエイジング	市のイメージカラー「オレンジ」との親和性が高く、若者に人気のハロウィンに着目し、10月下旬、市の魅力発信ブース等の出展やステージショー等の参加型イベント「スマイル・ハロウィンパーティー」を開催する。市の魅力を大々的にPRするとともに、同イベントに関わった人に本市に対する誇りや愛着を持っていただくきっかけとする。また、10月の1か月間、「スマイル・オレンジフェア」を実施し、参加事業所によるサービス提供やディスプレイコンテストの開催、関連イベント等の連携を図ることで、市内全域における交流人口の増加を狙う。令和5年度以降においては、より市内若者団体や大学、関係組織などの自発的なイベントとしていく。	R2以前～ R10以降	5,000	シティセールス課
シビックプライドアドバイザー活用事業	3-1		活力と笑顔あふれるまちの実現に向けて、シティセールス推進指針に基づく諸施策を戦略的かつ効果的に推進する上で、シビックプライド等に関し、専門的視点から意見や助言を得るため、シビックプライドアドバイザーを設置し、活用を図る。	R2以前～ R10以降	182	シティセールス課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
ロゴマーク普及啓発事業	3- (1)		ロゴマーク入り缶バッジの無料配布を行うことで、市の知名度の向上やロゴマークが市民へ浸透することにより愛着の喚起を誘発し、シビックプライドの醸成を図る。また、イベント(ハロウィンイベント、レノファ山口試合会場等)を活用した缶バッジの製作体験・無料配布を行い、市内外に向けてPR促進を図る。平成30年に新設したロゴマークをPRする職員用ストラップについては、令和4年度に1,000本の在庫を確保した。新規採用職員への配布及び配布済みストラップの摩耗による取替えに備えるため、今後も在庫管理・確保を行っていく。	R2以前～ R10以降	116	シティセールス課
わがまちの魅力発信事業	3- (1)		レノファ山口をはじめとするプロスポーツの試合等の場を活用し、市の魅力のPRを実施することで、市の認知度の向上や交流人口の増加、サポート寄附金の確保を図る。マツダスタジアム(広島市)でのわがまち魅力発信隊への参加、維新みらいふスタジアム(山口市)でのレノファ山口ホームゲーム・サンクスデーのブース設置等を行う。県外における本市の認知度は低く、30,000人近くの集客があるマツダスタジアムでのPRは、本市を知っていただく貴重な機会であるとともに、特産品や体験型のチケット、市内レストランの食事券などを景品としたガラボン抽選会などを実施し、関係人口、交流人口の増加、サポート寄附の増加を図っている。	R2以前～ R10以降	735	シティセールス課
シティセールスガイドブック作成事業	3- (1)		本市の魅力や住みよさを市内外にPRするため、令和2年1月、シティセールスガイドブック「SO smile」を作成した(4,000部、B5横型28ページ)。市役所、各支所などの公共施設への設置やホームページに掲載するとともに、山口宇部空港、東京や大阪などの県移住相談窓口、商業施設や住宅展示場、不動産会社等にも配布している。また、本市への転入時に配布したり、移住フェア等で配布するなどして、本市の魅力や住みよさをPRしている。毎年度、課名の変更や施設名称の修正等を行い、内容を最新の状態にして増刷を行っており、令和5年度も、内容を最新の状態に修正、増刷し、今まで配布してきた施設への補充、移住フェアなどでの配布を行い、本市のPRに活用していく。	R2以前～ R10以降	985	シティセールス課
(2) 移住・定住の推進						
転入奨励金交付事業			定住人口の増加による市の活性化を目的として、「山陽小野田市転入促進条例」に基づいて、転入して住宅を取得した方に対して、取得した住宅の家屋部分の固定資産税相当額を転入奨励金として5年間交付します。 令和4年3月議会で廃止条例を提出。原則、R4.12/31 までの住宅取得者 又は転入者を、最後の新規交付対象者とする。令和7年度が最後の新規交付の受付となり、令和11年度ですべての交付が終了する。	R2以前～ R10以降	24,644	シティセールス課
UJIターン推進・支援事業	3- (1)		UJIターン希望者に対する相談・支援体制を整え、山陽小野田市へのUJIターンによる転入者を増やす。「山口県連携都市圏域」や「ぶちええ山口県民会議」と合同で開催する移住交流フェアに出展し、移住検討者に関心を持ってもらえるよう働きかけていく。令和5年度以降は、移住定住リーフレットを活用し、移住フェアへの出展を増やして、スマイルシティ・ライフ体験事業により配置した移住支援員も移住フェアに同行してもらい、移住相談対応をしてもらう。関係機関との連携強化及び多くの移住検討者との関係性構築のため、ふるさと回帰支援センターが主催する国内最大級の移住マッチングフェアに出展する。ふるさと回帰支援センターには山口県の移住相談窓口もあるため、当該窓口との連携が移住者獲得には重要となってくる。更に、シティセールスPR強化事業において、首都圏を対象に広告を実施していることもあり、本市を認知している方の呼び込みが可能となり、移住相談からお試し暮らしへとつなげていく。	R2以前～ R10以降	1,184	シティセールス課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
移住就業・創業支援事業			国において、東京一極集中の是正を図り、UJIターンを促進するとともに、人手不足に直面する地域の企業の人材確保を図るため、移住支援制度が創設された。本市においても県と連携しながら当事業を実施することにより東京圏からの移住及び就業・創業を支援する。具体的要件として、移住元の要件として、直近10年間で通算5年以上、かつ、直近1年間以上、東京23区内に在住、又は通勤していたことが必要。また、移住先では、①地方公共団体がマッチング支援の対象とした中小企業等に就業、②テレワーク、③専門人材マッチング事業を活用した就業、④地方での起業のいずれかの要件を満たすことが必要となる。移住支援金は、単身60万円、2人以上の世帯100万円を上限として交付する。また、18歳未満を帯同して移住する場合は、18歳未満の方1人につき最大100万円を加算して交付する。更に、令和5年度から山口県において、テレワークに限り移住元要件を東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県に拡充した「やまぐち創生テレワーク移住補助金」を創設するため、本市においても同制度を導入する。	R2以前～ R10以降	3,000	シティセールス課
移住定住プロモーション事業	3-(1)		移住検討者へ向けた暮らしに役立つ情報及び市の「住みよさ」から見た魅力を情報発信するため、令和3年度に移住定住情報ポータルサイトを開設するとともに、移住検討者に配布するリーフレットを作成した。当該ポータルサイトを運営し、移住者インタビューの内容を追加するなど、様々な属性の移住検討者へマッチした多様な情報を発信していく。またリーフレットについても、公共施設や観光施設、山口宇部空港、東京や大阪の県移住相談窓口を設置するとともに、本市の魅力である「住みよさ」をPRし、本市での暮らしをイメージしやすくするツールとして窓口や移住フェアなどでの移住相談で活用し、移住定住を推進していく。なおリーフレットは在庫を見ながら隔年で増刷を行っている。	R3～ R10以降	1,064	シティセールス課
スマイルシティ・ライフ体験事業	3-(1)		移住検討者に対し、本市への理解を深め移住の契機となるよう、丁寧に相談に応じ、短期の滞在を通して、本市のまちの雰囲気や生活環境等を体験できる機会(スマイルシティ・ライフ)を提供することにより、本市への移住促進を図る。ノウハウを持つ専門業者へ委託し、移住支援員を配置することによって移住に係る相談対応や情報発信、お試し暮らしの利用支援業務を実施する。委託契約期間は令和4年9月から令和7年11月30日までとし、R5年度以降は、シティセールスPR強化事業で実施するデジタル広告により本市への認知度を向上させた後に、オンラインセミナーを実施することにより、移住検討者に対し本市への移住を訴求し、移住支援員によるきめ細かな相談対応により、お試し暮らしの利用促進、移住者の増加を図っていく。また、移住支援員を最大限活用したいため、県外の移住フェアでの移住支援員による相談対応も実施することとし、移住フェア相談対応業務を別途契約する。	R4～ R10以降	10,952	シティセールス課
地域おこし協力隊募集・受入事業	1-(1)		「地域おこし協力隊」は、都市地域から過疎地域などの条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を「地域おこし協力隊員」として委嘱する制度。隊員は、一定期間以上地域に居住し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る。隊員の受入れ地域について、令和4年度までは中山間地域(旧山陽町域)に限定していたが、令和5年度から市内全域を対象とする。 また、シティセールス課が担当課と共同で隊員募集のPRを行うことで、地域おこし協力隊に興味を持つ方と移住希望者に向けて、一括したPRを実施できるとともに、移住の前後における相談体制を提供することができ、3年後の定住率の向上に寄与すると考える。令和5年度に募集する地域おこし協力隊員の人数は、3人。	R5～ R10以降	9,726	シティセールス課